



- (5) 登記原因年月日は、売買契約等の成立の日とする。
- (6) 受付年月日は、登記申請の日とする。
- (7) 持分割合は、買主の持分割合を示す。
- (8) 住宅地図の座標は、土地の所在を住宅地図の上に色塗りした際の座標を記載する。
- (9) 番号は、調査票における調査番号とする。